

## 北陸大学公的研究費等の管理・監査に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正 文部科学大臣決定）に基づき、北陸大学（以下、「本学」という。）における公的研究費等について、不正使用を防止し、適正に運営・管理・監査するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「公的研究費等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から交付される競争的資金を中心とした公募型の公的研究費
- (2) 国、地方公共団体又は独立行政法人等公的機関から交付される受託研究費・共同研究費・研究助成金等の公的研究費
- (3) 第1号及び第2号以外の外部資金による研究費
- (4) 本学が配賦する研究費
- (5) その他、本学が管理すべき研究費

### (適用範囲)

第3条 本学における公的研究費等の運営・管理については、関係法令、当該研究費の配分機関が定める規則及びその他の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (責任体系)

第4条 公的研究費等を適正に運営・管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。

### (最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、全学を統括し、公的研究費等の運営・管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は、不正行為防止対策の基本方針を策定・周知し、実施のための必要な措置を講じるものとする。
- 3 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正防止対策の策定に当たっては、常任理事会において審議を主導し、その実施状況や効果等について議論する。
- 4 最高管理責任者は、不正防止に向けた取組みを促し、様々な啓発活動を定期的に行い、本学に所属する非常勤を含む教職員その他関連する者（以下「構成員」という。）の意識向上と浸透を図る。

### (統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の運営・管理について、全学を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、研究担当理事又は最高管理責任者が指名する者をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、基本方針に基づき、不正防止計画をはじめとする機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(コンプライアンス推進責任者)

第7条 コンプライアンス推進責任者は、各教育研究組織及び事務組織における公的研究費等の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者とし、各学部長・各センター長、事務局長等をもって充てる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、担当部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、担当部局等内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、担当学部等において、定期的に啓発活動を実施する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、担当学部等内の構成員が、適切に公的研究費等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(監事)

第8条 監事は、監査室、不正防止計画推進部署と連携し、次に掲げる事項について確認し、常任理事会等において定期的に報告し、意見を述べるものとする。

- (1) 不正防止に関する内部統制の整備・運用状況
- (2) 不正防止計画の適切な実施及び統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや、内部監査によって明らかになった不正発生要因の不正防止計画への反映状況

(コンプライアンス教育・啓発活動の実施)

第9条 コンプライアンス教育の内容は、各構成員の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるものを設定し、定期的に見直しを行う。また、不正根絶に向けた継続的な啓発運動を実施する。実施に際しては、新規採用時及び以降3年毎に受講させるとともに、対象者の受講状況及び理解度について把握する。

- 2 構成員は、コンプライアンス教育の内容を遵守する義務があることを理解し、誓約書等を提出する。

(相談窓口)

第10条 公的研究費等に関する教職員への援助・支援強化、事務処理手続き及び使用に関する規則等についての学内外からの相談を受ける窓口は、社会連携研究推進部とする。

(不正防止への取組み)

第11条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、不正防止計画を策定・実施するため、不正防止計画推進部署を定める。

- 2 不正防止計画推進部署を研究推進委員会とし、統括管理責任者ととも大学全体の具体的な対策(不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む)を策定・実施し、実施状況を確認する。
- 3 不正防止計画推進部署は、監事及び監査室と連携し、不正防止への取組みについて意見交換を行うとともに、不正発生要因に応じて随時不正防止計画の見直しを行う。
- 4 最高管理責任者は、不正な取引に関与した業者に対して、取引停止期間を定めるなどの措置をとる。

(監査体制)

第12条 公的研究費等の適正な管理のため、学校法人北陸大学内部監査規程に基づき、監査室と監事及び公認会計士との連携を図り、公正かつ的確な監査を実施するものとする。

(告発受け)

第13条 公的研究費等の不正に関する告発の受け窓口は、学校法人北陸大学公益通報に関する規程に定める受け窓口とする。

- 2 受け窓口は、不正に関する通報があった場合は、その内容を直ちに最高管理責任者に報告しなければならない。
- 3 最高管理責任者は、その内容を確認し、必要があると認めた場合は、調査委員会を設置し、調査を実施するものとする。
- 4 告発への対応に関する手続き及び調査に関する手順等は、北陸大学研究活動における不正行為防止等に関する規程に定める。

(運営・管理の見直し)

第14条 最高管理責任者は、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者等にその改善を指示する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、公的研究費等の適正な取扱いに関して必要な事項は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」によるものとする。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則 (平成20年3月27日制定 第216回理事会)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月23日一部改正 第537回常任理事会)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (改正 2018(平成30)年9月25日第617回常任理事会 2018年10月2日理事長決定)

この規程は、2018年9月25日から施行する。

附 則 (改正 2021(令和3)年3月14日第688回常任理事会 2022年3月15日理事長決定)

この規程は、2021年4月1日から施行する。